



第6期菊陽町総合計画前期計画を策定

「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市きく陽」の実現に向けて

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

令和2年度に「第6期菊陽町総合計画」の策定に取り組んできましたが、このたび、令和3年度から10年間のまちづくりの方向性を示した「基本構想」を実現するために、前期5年間に取り組む基本的な施策を定めた「前期基本計画」を策定しました。

計画策定前の3月26日に光の森町民センター(キャロップシア)で開催した第6回総合計画策定審議会では、計画に記載する施策の進捗や目標の達成状況を確認するための成果指標について、各委員が活発に意見を交わしました。

この審議会を経て3日後の29日に、審議会会長の明石照久熊本県立大学



明石会長(左)から後藤町長へ答申



最後の審議会でも多くの意見が交わされた

名誉教授から後藤町長に、「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市きく陽」の実現に向け、計画案は適当であるとの答申書が手渡されました。答申に当たり、明石会長から「多くの市町村で人口が減少する中、菊陽町には大きな将来性があります。町民がわくわくするようなまちづくりを進めて、町の更なる発展と将来像の実現につなげていってください。」とのメッセージをいただきました。

本年度から「第6期菊陽町総合計画」に基づき、さまざまな取り組みを進めてまいります。計画内容については、今後の広報などで紹介していく予定です。



5月31日は世界禁煙デーです 禁煙にチャレンジしてみませんか

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

世界保健機関(WHO)が制定した禁煙を推進するための記念日。この機会に、禁煙や受動喫煙対策について考えてみませんか。

受動喫煙の影響

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないにもかかわらず、他人が吸っているたばこから立ち昇る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことです。いずれの煙にもニコチンやタールなどの多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器疾患や喘息の誘発などの影響となります。また、受動喫煙との関連が「確実」と判定された脳卒中や虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群の疾患で1年間に奪われたと推計される命は1万5千人です。

なくそう！望まない受動喫煙

望まない受動喫煙を防ぐため、令和2年4月より改正健康増進法が全面施行されました。多くの人が利用する施設では、喫煙できる場所・できない場所が明確に区分され、20歳未満の人は喫煙できる場所に入ることはできません。受動喫煙による被

害が大きい子どもや妊婦、病気を抱えている人などに特に配慮し、それぞれの施設の掲示に従い受動喫煙対策に取り組みましょう。

■三次喫煙(サードハンドスモーク)
タバコを吸った人が吐き出す息や衣服、部屋の壁紙、カーテンなどに付着した有害物質を吸い込む三次喫煙も問題になっています。喫煙後30分、45分はタバコを吸った人の息から有害物質が出続けると言われています。

■この機会に禁煙を
喫煙時の周囲への配慮も必要ですが、この機会にぜひ、禁煙にチャレンジして、自分と家族、周囲の人の健康を守りましょう。

禁煙の始め方

- 1 禁煙開始日を決める
- 2 禁煙の理由をはっきりさせる
- 3 吸わない環境づくり
- 4 吸いたくなってきたときの対処法を考える
- 5 禁煙外来を受診し、治療を受ける

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存じですか

所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。保険料を納めることが経済的に困難なときは、そのままにせず学生納付特例を申請しましょう。

■対象者

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

【所得の基準】128万円+(扶養親族などの数×38万円)

■申請場所

住民登録している市区町村の窓口または、近くの年金事務所

■必要書類

- 1 年金手帳または個人番号が分かる書類
- 2 在学期間が分かる学生証(有効期限、学年、入学年月日の記載など)または在学証明書
- 3 顔写真付き身分証明書(写真なしの身分証明書の場合は2つ)
- 4 失業などの理由により申請を行う場合は、離職票などの失業した事実が確認できる書類

■注意事項

- 1 申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
- 2 承認期間は、4月～翌年3月の1年間です。
- 3 却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。
- 4 4月分～令和4年3月分までの申請は、4月から受付を開始しています。
- 5 学生納付特例制度の申請は、申請の時点から2年1カ月前の月分までさかのぼることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などが受け取れない場合があります。

■問い合わせ

熊本西年金事務所 ☎(355)3261
町民課 年金係 ☎(232)4914

災害時における物資供給に関する協定を締結

町は、(株)ナフコ(福岡県北九州市)と3月30日、災害時における物資供給に関する協定を締結しました。これにより、菊陽町内で災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、町は、ナフコ大津店などから保有する物資の供給を受けることができます。

災害時は、避難所での生活のための食料品や日用品、応急対策時の工具類などが必要になるため、応急対策が円滑になることが期待されます。



ナフコ大津店

■問い合わせ

危機管理防災課 防災安全係 ☎(232)2110

第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました

この総合戦略は、町に仕事生まれ、人でにぎわい、子育て世代や高齢者などが安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

策定に当たっては、町内の事業者や団体の代表者などが参加する会議を開催し、さまざまな意見を取り入れながら、4つの基本目標に沿った取り組みをまとめました。

今後、総合戦略の目的や施策の内容を紹介しながら、町民の皆さんに将来ビジョンの共有を図っていきます。

○4つの基本目標

1 菊陽町にしごとをつくる

2 ひとが集い賑わう魅力的なまちをつくる

3 子育て世代、高齢者が安心して暮らせるまちをつくる

4 地域の連携により、更なる好循環をつくる

■問い合わせ

総合政策課 地域振興係 ☎(232)2112